

平成28年8月26日（金）
平成28年度第1回青少年問題調査研究会

少年鑑別所の今 ～鑑別・観護・地域援助～

東京少年鑑別所
地域非行防止調整官 向野里子


Tokyo Juvenile Classification Home

説明事項

- 1 少年鑑別所
- 2 東京少年鑑別所
- 3 鑑別
- 4 観護処遇
- 5 収容状況
- 6 地域援助業務
(法務少年支援センターとしての活動)



1 少年鑑別所



少年鑑別所とは

- 「少年鑑別所法（※）」に基づき業務を行う
法務省所管の矯正施設
- 全国に52か所
- 東京には2か所「東京少年鑑別所」
「八王子少年鑑別所」

（※）少年鑑別所法
平成26年6月4日成立，平成27年6月1日施行
それまでは，（旧）少年院法にわすか数条の規定

2 東京少年鑑別所



東京少年鑑別所

○全国の少年鑑別所の中核的な役割

- ・新しい施策の立案や試行
- ・新人法務技官（心理）の採用・育成

○入所数：年間約800～900人

○入所少年：東京23区内で非行を犯した少年



3 鑑別



鑑別の方法

鑑 別

◆医学，心理学，教育学，社会学その他の専門的知識及び技術に基づいて行う

◆性格，経歴，心身の状況及び発達の程度，非行の状況，家庭環境並びに交友関係等を調査

鑑別面接

心理検査等

医学的検査・診察

行動観察

公務所等への照会

家庭裁判所調査官との事例検討

保護者・関係者等参考人面接（必要に応じて）

収容審判鑑別の流れ

入所

法務教官

行動観察

法務技官（心理）

初回面接

集団心理検査

鑑別方針設定

二次面接

個別心理検査

事例検討

医師

健康診断・精神医学的検診

判定会議

鑑別結果通知書

退所
審判所

3～4週間

Tokyo Juvenile Classification Home

4 観護処遇



健全な育成のための支援

1 生活態度に関する助言・指導

- ・ 基本的な生活習慣
- ・ 対人関係及び日常の行動
- ・ 健全な社会生活の維持
- ・ 心情の安定又は健全な育成を図る上で必要な事項

健全な育成のための支援

2 学習等の機会の提供等

- ・ 学校教育の内容の学習
- ・ 一般的教養及び社会的常識の習得に資する文化活動
- ・ 情操のかん養に資する活動
- ・ 就学，就業等進路選択に資する活動

5 収容状況



6 地域援助業務

(法務少年支援センターとしての活動)



法務少年支援センターとは

少年鑑別所法第131条（抄）

少年鑑別所の長は、**地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため**、非行及び犯罪に関する各般の問題について、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。

➡ 「地域援助業務」と言う。

➡ 「法務少年支援センター」として行う。

地域の非行・ 犯罪の防止に向けた活動

援助の方法

心理的援助

助言

情報の提供

研修・講演への講師派遣

各種調査（検査）の実施

青少年の健全育成に資する
活動の実施及び協力



終わり

御清聴ありがとうございました

